

平成30年第1回神奈川県議会定例会議案

(条例その他)

目 次		
番 号	件 名	ペ ー ジ
定県第 24 号議案	かながわペットのいのち基金条例	1
定県第 25 号議案	住宅宿泊事業法第18条の規定による住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例	2
定県第 26 号議案	主要農作物種子法の実施に関する条例を廃止する条例	3
定県第 27 号議案	神奈川県介護福祉士及び社会福祉士修学資金貸付条例を廃止する条例	4
定県第 28 号議案	神奈川県立芦ノ湖キャンプ村条例を廃止する条例	5
定県第 29 号議案	事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	6
定県第 30 号議案	住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	7
定県第 31 号議案	神奈川県職員定数条例の一部を改正する条例	8
定県第 32 号議案	附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例	9
定県第 33 号議案	神奈川県行政機関設置条例及び特別会計の設置に関する条例の一部を改正する条例	12
定県第 34 号議案	神奈川県地方独立行政法人評価委員会条例の一部を改正する条例	13
定県第 35 号議案	神奈川県消費生活条例の一部を改正する条例	14
定県第 36 号議案	神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例の一部を改正する条例	17
定県第 37 号議案	神奈川県がん克服条例の一部を改正する条例	18
定県第 38 号議案	神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進条例の一部を改正する条例	20
定県第 39 号議案	神奈川県都市公園条例の一部を改正する条例	21
定県第 40 号議案	神奈川県県営住宅条例の一部を改正する条例	22
定県第 41 号議案	市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例	24
定県第 42 号議案	神奈川県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例	25
定県第 43 号議案	神奈川県暴力団排除条例の一部を改正する条例	26
定県第 44 号議案	神奈川県警察交通安全センターにおける手数料の徴収に関する条例の一部を改正する条例	30
定県第 45 号議案	不動産の処分について	32
定県第 46 号議案	建設事業等に対する市町負担金について	33
定県第 47 号議案	箱根町と神奈川県との間における公共下水道使用料の徴収事務の事務委託に関する規約の一部変更について	35
定県第 48 号議案	かながわ男女共同参画推進プランの変更について	36

番号	件名	ページ
定県第49号議案	包括外部監査契約の締結について	37

かながわペットのいのち基金条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項及び第8項の規定に基づき、かながわペットのいのち基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 県は、県が引き取り又は収容した犬、猫及び神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（昭和54年神奈川県規則第85号）第11条に規定する動物（以下「犬猫等」という。）の命を守り、その飼養を希望する者に譲渡するための取組の充実を図るために必要な資金を積み立てるため、かながわペットのいのち基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第3条 基金に積み立てる額は、次に掲げるものの合計額で予算において定める額とする。

- (1) 基金の趣旨に添う寄附金
- (2) 基金の運用から生ずる収益金

(運用)

第4条 基金に属する現金は、最も確実かつ有利な金融機関への預金、有価証券の保有その他の方法により運用するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第6条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

(処分)

第7条 基金は、県が引き取り又は収容した犬猫等の治療、訓練その他犬猫等の譲渡につなげるための事業の経費に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月9日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

かながわペットのいのち基金の設置、管理及び処分に関し、所要の定めをしたいので提案するものであります。

住宅宿泊事業法第18条の規定による住宅 宿泊事業の実施の制限に関する条例

住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第18条の規定により、住宅宿泊事業の実施を制限する区域及び期間は、次の表のとおりとする。

区 域	住宅宿泊事業を実施してはならない期間
都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域のうち、箱根都市計画特別用途地区建築条例（平成8年箱根町条例第6号）第3条に規定する第1種観光地区である区域	3月1日正午から6月1日正午まで、8月1日正午から9月1日正午まで及び10月1日正午から12月1日正午までの間

附 則

- この条例は、平成30年6月15日から施行する。
- 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

平成30年2月9日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

住宅宿泊事業法第18条の規定に基づき、住宅宿泊事業に起因する騒音の発生その他の事象による生活環境の悪化を防止するため、住宅宿泊事業の実施を制限する区域及び期間に関し、所要の定めをしたいので提案するものであります。

主要農作物種子法の実施に関する条例を 廃止する条例

主要農作物種子法の実施に関する条例（昭和27年神奈川県条例第49号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月9日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

主要農作物種子法の廃止に伴い、主要農作物種子法の実施に関する条例を廃止したいので提案する
ものであります。

神奈川県介護福祉士及び社会福祉士 修学資金貸付条例を廃止する条例

神奈川県介護福祉士及び社会福祉士修学資金貸付条例（平成6年神奈川県条例第1号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にこの条例による廃止前の神奈川県介護福祉士及び社会福祉士修学資金貸付条例の規定により貸し付けられた神奈川県介護福祉士及び社会福祉士修学資金であって、同日において返還が完了していないものの返還、返還債務の免除、返還の猶予及び延滞利息の徴収については、なお従前の例による。

平成30年2月9日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

所期の目的を達成した神奈川県介護福祉士及び社会福祉士修学資金貸付制度を廃止したいので提案するものであります。

神奈川県立芦ノ湖キャンプ村条例を廃止 する条例

神奈川県立芦ノ湖キャンプ村条例（平成7年神奈川県条例第9号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月9日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

芦ノ湖キャンプ村を廃止することに伴い、神奈川県立芦ノ湖キャンプ村条例を廃止したいので提案するものであります。

事務処理の特例に関する条例の一部を 改正する条例

第1条 事務処理の特例に関する条例(平成11年神奈川県条例第41号)の一部を次のように改正する。

別表41の項(6)中「第7条の2第6項」を「第7条の2第5項」に改め、同項中(15)を削り、(16)を(15)とし、(17)から(34)までを1ずつ繰り上げ、(35)を削り、(36)を(34)とし、(37)から(40)までを2ずつ繰り上げ、「(17)まで」を「(16)まで」に、「左欄(18)」を「左欄(17)」に、「(19)から(22)まで」を「(18)から(21)まで」に、「左欄(25)」を「左欄(24)」に、「(28)から(32)まで」を「(27)から(31)まで」に、「(34)から(37)まで」を「(33)から(35)まで」に、「左欄(38)」を「左欄(36)」に、「(39)及び(40)」を「(37)及び(38)」に改め、同表42の項中「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

第2条 事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表41の項中(38)を(40)とし、(18)から(37)までを2ずつ繰り下げ、(17)の次に次のように加える。

(18) 法第24条の2第1項の規定により、病院の開設者に対し、必要な措置をとるべきことを命ずること。

(19) 法第24条の2第2項の規定により、病院の開設者に対し、業務の全部又は一部の停止を命ずること。

別表41の項中「(2)まで」を「(23)まで」に、「左欄(24)」を「左欄(26)」に、「(27)から(31)まで」を「(29)から(33)まで」に、「(33)から(35)まで」を「(35)から(37)まで」に、「左欄(36)」を「左欄(38)」に、「(37)及び(38)」を「(39)及び(40)」に改める。

附 則

この条例中、第1条の規定は平成30年4月1日から、第2条の規定は公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

平成30年2月9日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することに関し、対象事務の追加等をするため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例（平成21年神奈川県条例第86号）の一部を次のように改正する。

別表第2の6の項中「神奈川県介護福祉士及び社会福祉士修学資金貸付条例」を「神奈川県介護福祉士及び社会福祉士修学資金貸付条例を廃止する条例（平成30年神奈川県条例第1号）による廃止前の神奈川県介護福祉士及び社会福祉士修学資金貸付条例」に改め、同表7の項中「第6条第2項」を「第7条第2項」に改める。

別表第3の2の項中「第51条の4第4項本文の規定による命令、同条第6項の規定による通知、同条第13項の規定による督促又は同条第14項の規定による徴収」を「による同法第51条の4第1項の放置違反金の納付」に改める。

別表第3に次のように加える。

3 神奈川県公安委員会	道路交通法による同法第100条の2第1項の再試験の実施、第101条の7第1項の臨時の認知機能検査、第102条第1項から第5項までの臨時の適性検査、同条第1項から第3項までの医師の診断書の提出、第103条第1項、第2項若しくは第4項、第104条の2の2第1項、第2項若しくは第4項若しくは第104条の2の3第3項の規定による免許の取消し、第103条第1項若しくは第4項若しくは第104条の2の3第1項若しくは第3項の規定による免許の効力の停止又は第108条の2第1項第10号、第12号若しくは第13号の講習の実施に関する事務であって規則で定めるもの
-------------	---

附 則

この条例は、平成30年7月1日から施行する。ただし、別表第2の6の項及び7の項の改正規定は、同年4月1日から施行する。

平成30年2月9日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

道路交通法による運転免許の取消し等に係る規定の施行に関する事務に住民基本台帳ネットワークシステムを導入するため、住民基本台帳法に定める本人確認情報を神奈川県公安委員会に提供すること等に関し、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県職員定数条例の一部を改正する 条例

神奈川県職員定数条例（昭和24年神奈川県条例第46号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表を次のように改める。

事務部局の区分		定数
知	事	7,368人
公 営 企 業 管 理 者		1,001人
議	会	76人
選 挙 管 理 委 員 会		5人
監 査 委 員	員	41人
人 事 委 員 会		33人
教育委員会（学校以外の教育機関を含む。）		768人
教育委員会の所管に属する学校	校 長 及 び 教 員	12,320人
	そ の 他 の 職 員	1,111人
	小 計	13,431人
労 働 委 員 会		21人
神 奈 川 海 区 漁 業 調 整 委 員 会		3人
合	計	22,747人

附 則

- この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 公立大学法人神奈川県立保健福祉大学が成立するまでの間における改正後の第2条第1項の表の規定の適用については、同表知事の項中「7,368人」とあるのは「7,476人」と、同表合計の項中「22,747人」とあるのは「22,855人」とする。

平成30年2月9日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

事務事業の見直し、県立学校の児童・生徒数に基づく学級数の増加等に伴い、定数の改正をしたいので提案するものであります。

附属機関の設置に関する条例の一部を 改正する条例

附属機関の設置に関する条例（昭和28年神奈川県条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表知事の項神奈川県総合計画審議会の項の次に次のように加える。

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会	神奈川県情報公開条例（平成12年神奈川県条例第26号）及び神奈川県個人情報保護条例（平成2年神奈川県条例第6号）の定めるところにより実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議するとともに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第27条第1項に規定する特定個人情報保護評価につき県の機関又は県が設立した地方独立行政法人の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	12人以内
神奈川県個人情報保護審査会	神奈川県個人情報保護条例第39条の3に規定する不開示等の決定又は不作為に係る審査請求につき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告すること。	5人以内
神奈川県情報公開審査会	神奈川県情報公開条例第10条第1項に規定する諾否決定若しくは同条例第5条に規定する公開請求に係る不作為に係る審査請求又は同条例第26条第5項の規定による助言の求めにつき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告すること。	7人以内
神奈川県ボランタリー活動推進基金審査会	かながわボランタリー活動推進基金21条例（平成13年神奈川県条例第10号）第7条に規定する事業等の実施に関し、知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	10人以内
神奈川県指定特定非営利活動法人審査会	地方税法第37条の2第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例（平成23年神奈川県条例第48号）の定めるところにより知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	8人以内

別表知事の項中神奈川県青少年問題協議会の項を削り、神奈川県消費者被害救済委員会の項の次に次のように加える。

神奈川県観光審議会	観光に関する重要事項につき知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	20人以内
-----------	---	-------

別表知事の項中神奈川県情報公開・個人情報保護審議会の項、神奈川県個人情報保護審査会の項、神奈川県情報公開審査会の項、神奈川県ボランタリー活動推進基金審査会の項、神奈川県男女共同参画審議会の項、神奈川県指定特定非営利活動法人審査会の項、神奈川県子ども・子育て会議の項及び神奈川県いじめ問題再調査会の項を削り、神奈川県地球温暖化対策計画書審査会の項の次に次のように加える。

神奈川県青少年問題協議会	地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）に基づき、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議するとともに、その実施に関し必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。	20人以内
神奈川県男女共同参画審議会	男女共同参画の推進に関する重要事項及び神奈川県男女共同参画推進条例（平成14年神奈川県条例第8号）第14条第1項の規定により申出があつた提案、意見、要望、苦情等の処理につき知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	12人以内
神奈川県障害者介護給付費等不服審査会	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第98条第1項の規定に基づき市町村の介護給付費等又は地域相談支援給付費等に係る処分に対する審査請求につき知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告するとともに、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定による市町村の障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費に係る処分に対する審査請求につき知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告すること。	18人以内
神奈川県子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第4項の規定に基づき、子ども・子育て支援事業支援計画、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況につき知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議し、並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条の規定に基づき、同法によりその権限に属させられた事項につき知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議するとともに、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年神奈川県条例第52号）第3条第1項に規定する設備及び運営の向上につき知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	20人以内
神奈川県いじめ問題再調査会	いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第30条第2項及び第31条第2項の規定に基づき、同法第28条第1項の規定による調査の結果につき知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告すること。	10人以内

別表知事の項中神奈川県障害者介護給付費等不服審査会の項を削り、神奈川県食の安全・安心審議会の項の次に次のように加える。

神奈川県がん対策推進審議会	がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号）及びがん登録等の推進に関する法律施行令（平成27年政令第323号）の規定により合議制の機関の意見を聞くこととされる事項その他がん対策の推進に関する重要事項につき知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	20人以内
---------------	--	-------

別表知事の項神奈川県観光審議会の項を削り、同表教育委員会の項神奈川県いじめ防止対策調査会の項中「9人」を「15人」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月9日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

がん対策をより効果的に推進するため、神奈川県がん対策推進審議会を条例に基づく附属機関として位置付けるとともに、本庁機関の再編等に伴い、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県行政機関設置条例及び特別会計の 設置に関する条例の一部を改正する条例

(神奈川県行政機関設置条例の一部改正)

第1条 神奈川県行政機関設置条例（昭和31年神奈川県条例第31号）の一部を次のように改正する。

第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条から第9条までを1条ずつ繰り上げ、第10条の前に次の1条を加える。

(児童相談所)

第9条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項の規定に基づき、児童相談所を設置する。

2 児童相談所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
神奈川県中央児童相談所	藤沢市亀井野3,119番地	藤沢市、茅ヶ崎市、大和市、高座郡
神奈川県平塚児童相談所	平塚市中原3丁目1番6号	平塚市、秦野市、伊勢原市、中郡
神奈川県鎌倉三浦地域児童相談所	横須賀市日の出町1丁目4番地の7	鎌倉市、逗子市、三浦市、三浦郡
神奈川県小田原児童相談所	小田原市荻窪350番地の1	小田原市、南足柄市、足柄上郡、足柄下郡
神奈川県厚木児童相談所	厚木市水引2丁目3番1号	厚木市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛甲郡

(特別会計の設置に関する条例の一部改正)

第2条 特別会計の設置に関する条例（昭和39年神奈川県条例第75号）の一部を次のように改正する。

別表地方独立行政法人神奈川県立病院機構資金会計の項を削り、同表神奈川県介護保険財政安定化基金会計の項の次に次のように加える。

地方独立行政法人神奈川県立病院機構資金会計	地方独立行政法人神奈川県立病院機構に係る地方債及び同機構に対する貸付金の管理に関すること。
-----------------------	---

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月9日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

本庁機関の再編に伴い、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県地方独立行政法人評価委員会条例 の一部を改正する条例

神奈川県地方独立行政法人評価委員会条例（平成21年神奈川県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第11条第3項」を「第11条第2項第6号及び第4項」に、「組織」を「所掌事項、組織」に改める。

第7条を第8条とし、第3条から第6条までを1条ずつ繰り下げ、第2条の次に次の1条を加える。
(所掌事項)

第3条 委員会は、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第11条第2項第1号から第5号までに掲げる事項及びその他法の規定によりその権限に属させられた事項をつかさどるほか、次に掲げる事項（神奈川県公立大学法人神奈川県立保健福祉大学評価委員会にあっては、第3号に掲げるものに限る。）であって知事が必要と認めるものについて、知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議する。

- (1) 法第26条第1項の規定に基づき知事が行う地方独立行政法人の中期計画の作成又は変更の認可に関すること。
- (2) 法第28条第1項の規定に基づき知事が行う地方独立行政法人の事業年度ごと及び中期目標の期間における業務の実績の評価に関すること。
- (3) その他地方独立行政法人の業務運営に関すること。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月9日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

地方独立行政法人法の一部改正に伴い、評価委員会の関与の義務付けがなくなった事項について、同法第11条第2項第6号の規定に基づき、所掌事項を定めて評価委員会の意見を聴取できるようするため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県消費生活条例の一部を改正する 条例

神奈川県消費生活条例（昭和55年神奈川県条例第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5条の4」を「第5条の5」に、「第25条」を「第25条の2」に改める。

第2条第1号中「生活する者」の次に「、事業者に商品等を提供する取引を行う者（個人に限り、事業として若しくは事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。）又はこれらに準ずる者として規則で定める者」を加える。

第3条第2項を削り、同条の次に次の3条を加える。

（消費生活に関する相談の実施）

第3条の2 県は、事業者との取引又は事業者が取り扱う商品等に関する消費者からの相談に柔軟かつ弾力的に対応するものとする。

（情報の収集と提供）

第3条の3 県は、県民の消費生活の安定及び向上を図り、消費者の自立を支援するため、消費生活に関する情報を収集し、消費者に必要な情報を提供するものとする。

（消費者教育の推進）

第3条の4 県は、消費者被害を防止するとともに、消費者が自主的かつ合理的に行動することのできるようその自立を支援し、並びに消費者が主体的に公正かつ持続可能な社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育及びこれに準ずる啓発活動（以下「消費者教育」という。）の充実を図るものとする。

2 県は、消費者教育を推進するに当たり、消費者の年齢、障害の有無、その他の消費者の特性及び学校、地域、家庭、職域その他の消費者教育が行われる場の特性に配慮し、適切な方法により実施するとともに、多様な主体との連携及び消費者教育の担い手の育成を行うものとする。

第5条第2項中「供給する商品等」を「取り扱う商品等」に改め、同条第3項から第6項までの規定中「供給する」を「取り扱う」に改める。

第1章中第5条の4の次に次の1条を加える。

（推進指針の策定）

第5条の5 知事は、消費者施策の計画的な推進を図るために、消費者施策の推進に関する指針（以下「指針」という。）を策定するものとする。

2 指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 消費者施策の基本理念及び推進体制

(2) 消費者教育の推進に関する施策

(3) 前2号に掲げるもののほか、消費者施策を推進するために必要な事項

3 知事は、指針を定め、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

第13条の2第1項中「事業者は」の次に「、商品等の取引において」を加え、「商品等の売買又は提供に係る」及び「（以下「商品売買契約等」という。）」を削り、同条第2項から第7項までの規定中「事業者は」の次に「、商品等の取引において」を加え、「商品売買契約等」を「契約」に改め、同条第8

項中「商品売買契約等に伴う」を「事業者と消費者との間において商品等に関し締結した契約（以下「主契約」という。）に伴う」に、「当該商品売買契約等」を「当該契約に関する主契約」に改め、「（以下「販売業者」という。）」を削る。

第19条第1項中「第8条」を「第8条第1項」に、「第13条第1項」を「第13条第2項」に改め、「おいて、事業者」の次に「若しくは当該事業者と密接な関係を有する者として規則で定める者（以下「密接関係者」という。）」を、「に、事業者」の次に「若しくは密接関係者」を加え、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条に次の1項を加える。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第20条中「、事業者」の次に「又は密接関係者」を加え、「該当する」を「該当し、かつ、該当することに正当な理由がない」に改め、ただし書を削り、同条第4号中「第19条第1項若しくは第2項」を「前条第1項」に、「同条第1項」を「同項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該事業者又は密接関係者に意見を述べる機会を与えるべきである。

第21条第3項中「別表第3の12の項」を「別表第3の14の項」に改める。

第22条第1項中「事業者の提供する商品等によって生じた」を削り、同条第2項中「当該」を削る。

第24条第1項中「事業者の提供する商品等によって」を削り、「その事業者」を「事業者」に、「を併せ備えた」を「のいずれにも該当する」に改める。

第3章中第25条の次に次の1条を加える。

(適格消費者団体に対する支援)

第25条の2 知事は、適格消費者団体（消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第4項に規定する適格消費者団体をいう。以下同じ。）が差止請求権（同法第12条の2第1項第2号ハに規定する差止請求権をいう。）を適切に行使するために必要な限度において、適格消費者団体に対し、契約書、和解書その他の消費生活相談（同法第13条第3項第5号イに規定する消費生活相談その他の消費生活に関する相談をいう。次項において同じ。）に関する資料であつて規則で定めるものの提供その他必要な支援を行うことができる。

2 知事は、特定適格消費者団体（消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成25年法律第96号）第2条第10号に規定する特定適格消費者団体をいう。以下同じ。）が被害回復関係業務（同法第65条第2項に規定する被害回復関係業務をいう。）を適切に遂行するために必要な限度において、特定適格消費者団体に対し、契約書、和解書その他の消費生活相談に関する資料であつて規則で定めるものの提供その他必要な支援を行うことができる。

第27条第5号中「前4号」を「前各号」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号中「別表第3の12の項」を「別表第3の14の項」に改め、同号を同条第5号とし、同条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

（1）第5条の5第1項の規定により指針を定め、又はこれを変更しようとするとき。

別表第2の2の項及び3の項中「商品売買契約等」を「契約」に改める。

別表第3の6の項中「取引に関する知識又は」を削り、「乗じて、消費者に著しく不利益を与えるおそれがある」を「乗じる」に改め、同表の12の項中「11の項」を「13の項」に改め、同項を同表の14の項とし、同表中11の項を13の項とし、10の項を12の項とし、9の項を10の項とし、同項の次に次のように加える。

11 消費者が依頼又は承諾をしていないにもかかわらず、消費者の住居、勤務先その他の場所において商品等を一方的に提供して、消費者を心理的に不安な状態又は正常な判断ができない状態に陥れること。

別表第3の8の項中「商品売買契約等」を「契約」に改め、同項を同表の9の項とし、同表中7の項を8の項とし、6の項の次に次のように加える。

7 消費者の取引に関する知識、経験及び財産の状況等に照らして不適当と認められる行為

別表第4の1の項から7の項まで及び別表第7の3の項中「商品売買契約等」を「契約」に改める。

別表第8の1の項及び2の項中「販売業者」を「主契約に係る事業者」に改める。

附 則

この条例は、平成30年7月1日から施行する。

平成30年2月9日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

消費者被害を未然に防止するため、訪問購入を不当な取引行為の規制の対象とするなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等 に関する条例の一部を改正する条例

神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例（平成18年神奈川県条例第67号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項第6号中「第8条」を「第8条第1項」に、「同法第2条第1項のポリ塩化ビフェニル廃棄物」を「高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物」に改め、「保管」の次に「又は同法第15条において準用する同法第8条第1項の規定による届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管」を加える。

第12条第1項中「第14条の3（法第14条の6において）の次に「読み替えて」を、「第14条の3の2」の次に「第1項（法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは第2項」を加え、「第15条の2の6」を「第15条の2の7」に改め、「第19条の3」の次に「（法第17条の2第3項において準用する場合を含む。）」を、「第19条の5」の次に「（法第17条の2第3項において準用する場合及び法第19条の10第2項において読み替えて準用する場合を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第10条第2項第6号の改正規定及び第12条第1項の改正規定（「第15条の2の6」を「第15条の2の7」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

平成30年2月9日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正等に伴い、行政処分に係る公表等に関し、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県がん克服条例の一部を改正する 条例

神奈川県がん克服条例（平成20年神奈川県条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条中「にかんがみ」を「並びにがん対策においてがん患者（がん患者であった者を含む。以下同じ。）がその状況に応じて必要な支援を総合的に受けられるようにすることが課題となっていることに鑑み」に改め、「保健医療関係者」の次に「、事業主」を加え、「すべて」を「全て」に改め、「県民が」の次に「その置かれている状況に応じ、」を加え、「を受けられる」を「のみならず、福祉的支援、教育的支援その他の必要な支援を受けることができる」に改め、「にする」の次に「とともにがん患者が円滑な社会生活を営むことができる社会環境の整備が図られるようにする」を加える。

第2条中「医療機関」の次に「、事業主」を加え、「がん対策を」を「がん対策推進計画（がん対策基本法第12条第1項に規定する都道府県がん対策推進計画をいう。第14条において同じ。）」を「」に改める。

第12条中「保健医療関係者」の次に「、事業主」を加え、同条を第13条とする。

第11条中「児童及び生徒」を「県民」に改め、同条を第12条とする。

第10条第1号中「充実」の次に「及び情報提供の促進」を加え、同条第3号中「及びその家族」を削り、同条に次の1号を加える。

(4) 小児がんの患者その他のがん患者が必要な教育及び適切な治療のいずれをも継続的かつ円滑に受けることができる環境の整備

第10条を第11条とし、第9条を第10条とする。

第8条中「向けた研究」の次に「並びにがん患者の療養生活（これに係るその家族の生活を含む。第11条において同じ。）の質の維持向上に資する事項についての研究」を加え、同条を第9条とする。

第7条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 医科と歯科との適切な連携（医科及び歯科に係る医療機関その他の関係者における相互の適切な連携をいう。）の促進

第7条に次の1号を加える。

(9) リハビリテーションの提供の促進

第7条を第8条とする。

第6条第1項中「すべて」を「全て」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 県は、がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号）第2条第2項に規定するがん登録、地域がん登録（がん患者のがんの罹患、転帰その他の状況に関する情報を収集し、分析するための制度のうち、県が主体的に実施するものをいう。）その他の必要な施策を講ずるものとする。

第6条を第7条とする。

第5条の見出しを「（未病の改善によるがんの予防等）」に改め、同条第1項中「普及啓発」の次に「、未病の改善（心身の状態をより健康な状態に近づけることをいう。）のための取組の推進」を加え、同条を第6条とする。

第4条中「払うとともに、」を「払い、及び」に改め、「受けるよう」の次に「努めるとともに、がん患者に関する理解を深めるよう」を加え、同条を第5条とする。

第3条の次に次の1条を加える。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、がん患者の雇用の継続等に配慮するよう努めるとともに、県が講ずるがん対策に協力するよう努めなければならない。

本則に次の1条を加える。

(審議会への諮問)

第14条 知事は、がん対策推進計画の策定又は改定その他のがん対策の推進に関する重要事項に関する決定を行おうとするときは、神奈川県がん対策推進審議会の意見を聞くものとする。

附則第2項中「平成25年4月1日」を「平成30年4月1日」に、「5年ごと」を「6年ごと」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月9日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

神奈川県がん対策推進計画との整合を踏まえ、「医科と歯科との適切な連携の促進」、「未病の改善」等を新たな施策として追加するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進 条例の一部を改正する条例

神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進条例（平成23年神奈川県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「健康づくりは」の次に「、未病の改善（心身の状態をより健康な状態に近づけることをいう。）につながるものとして」を加える。

第10条中第9号を第11号とし、第6号から第8号までを2号ずつ繰り下げる、同条第5号中「高齢者」の次に「、保護者による適切な健康管理がなされていない幼児、児童及び生徒」を加え、同号を同条第7号とし、同条第4号を同条第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期に応じ、歯科検診及び歯科保健指導を定期的に受けることの勧奨を行うこと。

第10条第3号中「いう。」の次に「、オーラルフレイル対策（心身の機能の低下につながる口腔機能の虚弱な状態を早期に把握し、及び回復させ、並びに当該状態となることを未然に防ぐための取組をいう。）」を加え、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 歯科と医科との適切な連携（歯科及び医科に係る医療機関、教育機関その他の関係者における相互の適切な連携をいう。）による歯及び口腔の健康づくりに関する取組を推進すること。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月9日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

歯及び口腔の健康づくりの一層の推進を図るために、基本理念及び基本的施策に関し、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県都市公園条例の一部を改正する条例

神奈川県都市公園条例（昭和32年神奈川県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条中「（県内の都市公園の敷地面積を合計した面積を県の人口で除して得た面積をいう。）」を削り、「10平方メートル」の次に「から県内の市民緑地（都市緑地法（昭和48年法律第72号）第55条第1項若しくは第2項の規定による市民緑地契約又は同法第63条に規定する認定計画に係る市民緑地をいう。以下この条において同じ。）の県民1人当たりの敷地面積を控除して得た面積」を加え、同条ただし書中「都市公園の県民」を「都市公園の住民」に改め、「（県内の市街地の都市公園の敷地面積を合計した面積を当該市街地の人口で除して得た面積をいう。）」を削り、「5平方メートル」の次に「から県内の市街地内の市民緑地の住民1人当たりの敷地面積を控除して得た面積」を加える。

第7条を次のように改める。

第7条 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「政令」という。）第6条第1項第1号に掲げる場合における法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り100分の10とする。

2 政令第6条第1項第2号に掲げる場合における法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り100分の20（同一の都市公園内に政令第6条第1項第1号又は同条第6項に規定する建築物を設ける場合にあつては、同号及び同項に規定する建築物と合わせて100分の20）とする。

3 政令第6条第1項第3号に掲げる場合における法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り100分の10とする。

4 政令第6条第1項第4号に掲げる場合における法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り100分の2とする。

5 政令第6条第6項に規定する場合における法第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、政令第6条第6項に規定する建築物に限り100分の10（同一の都市公園内に同条第1項第1号に規定する建築物を設ける場合にあつては、同号に規定する建築物と合わせて100分の10）とする。

第7条の次に次の1条を加える。

第7条の2 政令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月9日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

都市公園法の一部改正等に伴い、都市公園の敷地面積の標準等に関し、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県県営住宅条例の一部を改正する条例

神奈川県県営住宅条例（平成9年神奈川県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号ウを次のように改める。

ウ 義務教育終了前の者（15歳に達した日の属する学年の末日以前の者（同日以後引き続いて学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学校部に在籍している者を含む。）をいう。第8条の2第2項において同じ。）と同居し、かつ、その者を扶養している場合 知事が別に定める金額 第8条の2第1項中「（昭和22年法律第26号）」を削り、同条第2項中「小学校就学の始期に達するまでの者」を「義務教育終了前の者」に改め、同条第4項中「9年」を「10年」に改める。

第9条第2項第1号を次のように改める。

(1) 配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）のない者及び規則で定めるこれに準ずる者で、20歳未満の者と同居し、かつ、その者を扶養している者

第9条第2項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 18歳未満の者と同居し、かつ、その者を扶養している者

第17条第1項本文中「収入」の次に「の額」を加え、同項ただし書中「規定による」の次に「報告の」を、「ときは」の次に「、第19条第2項ただし書の規定により収入の額が認定された場合を除き」を加える。

第19条第2項に次のただし書を加える。

ただし、県営住宅の入居者が公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号）第8条各号に掲げる者に該当するため、前項の規定による収入の申告をすること及び第46条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、知事は、同条の規定により把握した当該入居者の収入に基づき収入の額を認定し、当該額を当該入居者に通知することができる。

第32条第1項及び第2項中「収入」の次に「の額」を加える。

第35条第1項中「収入」の次に「の額」を加える。

第65条の3第1項中「第5項第4号」を「第6項第4号」に改める。

附 則

- この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第6条、第8条の2第1項及び第4項並びに第65条の3の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。
- 前項ただし書に規定する規定の施行の際現に神奈川県県営住宅条例第32条第1項又は第2項の規定により収入が超過している者として認定されている者で、同条例第19条第2項の規定により認定された平成29年度の収入の額（同条第3項の規定により更正された場合には、その更正後の収入の額）が改正後の第6条第1項第1号に定める金額を超えることとなる者に係る同年度の家賃の額については、なお従前の例による。

平成30年2月9日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

県営住宅への子育て世帯の入居を促進するため、子育て世帯向け住宅の入居者資格等を拡大するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例

市町村立学校職員定数条例（昭和26年神奈川県条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表を次のように改める。

学 校 の 種 別	定 数
小 学 校	9,240人
中 学 校	5,473人
特 别 支 援 学 校	172人
高等學校（定時制の課程を置くもの）	19人
合 計	14,904人

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月9日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

小学校及び中学校の児童・生徒数に基づく学級数の増加等に伴い、定数の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県地方警察職員定数条例の一部を 改正する条例

神奈川県地方警察職員定数条例（昭和29年神奈川県条例第32号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項の表中

警察官以外の職員	1,676人
合 計	17,379人

を

に改める。

警察官以外の職員	1,675人
合 計	17,378人

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月9日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

事務事業の見直しに伴い、警察官以外の職員について、定数の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県暴力団排除条例の一部を改正する条例

神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）の一部を次のように改正する。

目次中「少年の保護及び健全育成」を「暴力団事務所の開設及び運営の禁止並びに少年の健全な育成」に、「第26条」を「第26条の2」に、「第30条」を「第31条」に、「第31条～第33条」を「第32条～第35条」に改める。

第12条の次に次の1条を加える。

(暴力団からの離脱促進)

第12条の2 県は、暴力団員の暴力団からの離脱を促進するため、関係機関等と連携を図りながら、暴力団から離脱する意思を有する者その他関係者に対し、情報の提供、助言その他必要な措置を講ずるものとする。

第15条の見出しを「(国等との連携)」に改め、同条中「及び他の地方公共団体」を「、他の地方公共団体、関係機関等」に改める。

第3章の章名を「暴力団事務所の開設及び運営の禁止並びに少年の健全な育成を図るための措置」に改める。

第16条第1項第2号を次のように改める。

(2) 裁判所法（昭和22年法律第59号）第2条第1項に規定する家庭裁判所

第16条第1項第3号中「児童福祉施設」の次に「及び同法に規定する児童相談所」を加え、同項中第4号から第6号までを次のように改める。

(4) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第20条に規定する公民館

(5) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館

(6) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により重要文化財に指定された建造物及び神奈川県文化財保護条例（昭和30年神奈川県条例第13号）第4条第1項の規定により神奈川県指定重要文化財に指定された建造物

第16条第1項中第7号を第12号とし、第6号の次に次の5号を加える。

(7) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条の規定により博物館に相当する施設として指定された施設

(8) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園

(9) 更生保護法（平成19年法律第88号）第29条に規定する保護観察所

(10) 少年院法（平成26年法律第58号）第3条に規定する少年院

(11) 少年鑑別所法（平成26年法律第59号）第3条に規定する少年鑑別所

第16条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、「第1項」の次に「若しくは第2項」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項本文を次のように改める。

前2項の規定の施行又は適用の際現に運営されている暴力団事務所については、これらの規定のうち当該施行又は適用に係る規定は、適用しない。

第16条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 暴力団事務所は、前項に規定する区域のほか、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域の区域において、開設し、又は運営してはならない。

第16条の次に次の1条を加える。

（暴力団事務所の使用禁止命令）

第16条の2 公安委員会は、前条第2項の規定に違反して暴力団事務所が開設され、又は運営されたときは、当該事務所を現に使用している者に対し、当該事務所を次の各号に掲げる用に供してはならない旨を命ずることができる。

（1）暴力団員の集合の用

（2）暴力団の会合、儀式、指揮命令、連絡の用

（3）凶器その他の犯罪の用に供されると認められる物件の製造又は保管の用

（4）前各号に掲げるもののほか、暴力団員の連絡場所、宿泊所その他の暴力団の活動の用

第17条第2項及び第3項を次のように改める。

2 暴力団員は、少年有害行為（少年が犯罪による被害を受けること又は暴力団員がその活動に少年を利用することを特に防止する必要があるものとして公安委員会規則で定める行為をいう。）を少年に行う目的又は少年に行わせる目的で、少年に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

（1）面会を要求すること。

（2）電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等をすること。

（3）つきまとい、待ち伏せし、進路に立ち塞がり、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所の付近において見張りをし、又はこれらの場所に押しかけること。

3 前項第2号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及びファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。

（1）電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。次号において同じ。）の送信を行うこと。

（2）前号に掲げるもののほか、特定の個人がその入力する情報を電気通信を利用して第三者に閲覧させることに付随して、その第三者が当該個人に対し情報を伝達することができる機能が提供されるものの当該機能を利用する行為を行うこと。

第17条の次に次の1条を加える。

第17条の2 暴力団員は、暴力団の活動に利用する目的で少年を同行させてはならない。

2 暴力団員は、正当な理由がある場合を除き、少年に金銭、物品その他の財産上の利益を供与してはならない。

第18条の見出しを「（中止命令等）」に改め、同条中「前条第1項」を「第17条第1項又は第2項」に、「違反した」を「違反する行為をした」に改め、「中止することを」の次に「命じ、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な事項を」を加え、同条に次の1項を加える。

2 公安委員会は、第17条第1項又は第2項の規定に違反する行為をした暴力団員が更に反復して他の少年に対しても当該行為をするおそれがあると認めるときは、当該暴力団員に対し、1年を超えない範囲内で期間を定めて、当該行為を防止するために必要な事項を命ずることができる。

第20条中「第17条」を「第17条第1項若しくは第2項若しくは第17条の2」に改める。

第26条の次に次の1条を加える。

(名義利用等の禁止)

第26条の2 暴力団員は、自らが暴力団員である事実を隠蔽する目的で、他人の名義を利用してはならない。

2 何人も、暴力団員が前項の規定に違反することとなることの情を知って、自己又は他人の名義を暴力団員に利用させてはならない。

第27条の見出しを「(調査及び立入り)」に改め、同条中「第17条第1項」の次に「若しくは第2項」を加え、「又は前条第2項」を「、第26条第2項又は前条第1項若しくは第2項」に改め、同条を同条第4項とし、同条に第1項から第3項までとして次の3項を加える。

公安委員会は、第16条第2項の規定に違反して暴力団事務所が開設され、又は運営されていると認めるときは、公安委員会規則で定めるところにより、その違反の事実を明らかにするために必要な限度において、暴力団員その他関係者に対し、説明若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に同項に規定する区域内の建物に立ち入り、物件を検査させ、若しくは暴力団員その他関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第28条第1項中「又は第26条第2項」を「、第26条第2項又は第26条の2第1項若しくは第2項」に改める。

第29条第1項第1号中「第27条の規定による」を「第27条第4項に規定する」に改める。

第33条に見出しとして「(両罰規定)」を付し、同条中「前2条」を「前3条」に改め、同条を第35条とする。

第32条中「第18条」を「第18条第1項又は第2項」に改め、同条を第33条とし、同条の次に次の1条を加える。

第34条 第27条第1項に規定する説明若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の説明をし、虚偽の資料を提出し、若しくは同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、20万円以下の罰金に処する。

第31条の前に見出しとして「(罰則)」を付し、同条中「第16条第1項の規定に違反して、暴力団事務所を開設し、又は運営した者」を「次の各号のいずれかに該当する者」に改め、同条に次の各号を加え、同条を第32条とする。

- (1) 第16条第1項の規定に違反して、暴力団事務所を開設し、又は運営した者
- (2) 第16条の2の規定による命令に違反した者

第30条を第31条とし、第29条の次に次の1条を加える。

(行政手続条例の適用除外)

第30条 第18条第1項の規定による命令については、神奈川県行政手続条例(平成7年神奈川県条例第1号)第3章(第12条及び第14条を除く。)の規定は、適用しない。

附 則

この条例は、平成30年7月1日から施行する。

平成30年2月9日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

暴力団排除の一層の強化を図るため、暴力団事務所の開設及び運営の禁止区域を拡大するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県警察交通安全センターにおける 手数料の徴収に関する条例の一部を改正 する条例

神奈川県警察交通安全センターにおける手数料の徴収に関する条例(昭和42年神奈川県条例第37号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

神奈川県警察運転免許センターにおける運転練習及び運転適性検査の手数料の徴収に関する条例

第1条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この条例は、神奈川県警察運転免許センターで行う自動車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車及び大型特殊自動車並びに道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第1号に規定するけん引自動車をいう。以下同じ。）の運転の練習及び運転適性検査の手数料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条第1項を次のように改める。

知事は、自動車の運転の練習（以下「運転練習」という。）をしようとする者から、運転練習手数料として、別表第1に定めるところにより手数料を徴収する。

第2条第2項中「手数料」を「前2項の手数料」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 知事は、運転適性検査を受けようとする者から、運転適性検査手数料として、別表第2に定めるところにより手数料を徴収する。

第3条中「前条第1項」の次に「及び第2項」を加える。

附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1（第2条関係）

自動車の種類	金額	
	持ち込んだ自動車を使用して運転練習をする場合	知事が提供する自動車を使用して運転練習をする場合
大型自動車（トラックに限る。）	1回につき 4,050円	1回につき 8,550円
大型自動車（バスに限る。）	同 4,050円	同 8,950円
中型自動車（トラックに限る。）	同 4,050円	同 8,300円
中型自動車（バスに限る。）	同 4,050円	同 8,700円

準中型自動車(トラックに限る。)	同 4,050円	同 7,850円
普通自動車	同 3,700円	同 6,250円
大型特殊自動車	同 4,050円	同 8,100円
けん引自動車	同 4,050円	同 7,650円

備考 運転練習を指導する者として知事が別に定めるものを同乗させる場合は、この表に掲げる金額に2,350円を加算した額とする。

別表第2(第2条関係)

運転適性検査の種類	金額
所要時間1時間を基準とするペーパーテスト	1人1回につき 300円
所要時間2時間を基準とするペーパーテスト	同 530円
運転適性検査機によるテスト	同 300円
運転シミュレーターによるテスト	同 420円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年5月6日から施行する。

(神奈川県警察自動車運転免許試験場における運転練習の手数料の徴収に関する条例の廃止)

2 神奈川県警察自動車運転免許試験場における運転練習の手数料の徴収に関する条例(平成27年神奈川県条例第12号)は、廃止する。

(収入証紙に関する条例の一部改正)

3 収入証紙に関する条例(昭和39年神奈川県条例第76号)の一部を次のように改正する。

別表の2 手数料の表27の項中「適性検査手数料」を「運転適性検査手数料」に、「神奈川県警察交通安全センターにおける手数料の徴収に関する条例」を「神奈川県警察運転免許センターにおける運転練習及び運転適性検査の手数料の徴収に関する条例」に、「第2条第1項」を「第2条第2項」に改める。

平成30年2月9日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

自動車運転免許試験場の移転に伴い、所要の改正をしたいので提案するものであります。

不動産の処分について

次の建物を売却するものとする。

1 建 物

- (1) 所 在 地 足柄下郡箱根町元箱根字旧札場 164 番地25
- (2) 構造及び棟数 鉄筋コンクリート造 地上 2 階建ほか56棟
- (3) 延床面積 4,139.50平方メートル

2 売 却 金 額

- 1 億1,016万円

3 売却の相手方

東京都新宿区西新宿三丁目 2 番26号

F u n S p a c e 株式会社

代表取締役 鈴木 茂

平成30年2月9日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

F u n S p a c e 株式会社に売却したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第3条第1項の規定により提案するものであります。

建設事業等に対する市町負担金について

県で実施する建設事業等に要する経費の一部を、次の範囲内においてそれぞれ負担させるものとする。

事 業 名	市 町 名	負 担 額
農村振興整備事業	綾瀬市	10,000 千円
農道整備事業	小田原市	79,300
ク	中井町	7,500
ク	湯河原町	11,000
県営ほ場整備事業	南足柄市	15,000
農地保全事業	小田原市	10,000
農業用施設防災対策事業	愛川町	4,500
湛水防除事業	小田原市	4,074
ク	伊勢原市	1,400
ク	大井町	326
県営漁港整備事業	小田原市	57,723
ク	三浦市	59,950
相模川流域下水道事業	相模原市	284,678
ク	平塚市	132,533
ク	藤沢市	10,899
ク	茅ヶ崎市	93,295
ク	厚木市	128,521
ク	伊勢原市	18,834
ク	海老名市	63,825
ク	座間市	48,479
ク	綾瀬市	14,473
ク	寒川町	34,266
ク	大磯町	13,602
ク	愛川町	28,512
酒匂川流域下水道事業	小田原市	129,057
ク	秦野市	70
ク	南足柄市	1,276
ク	二宮町	333

〃	中井町	261
〃	大井町	2,290
〃	松田町	3,129
〃	山北町	881
〃	開成町	476
〃	箱根町	159,650
相模川流域下水道管理事業	相模原市	2,911,999
〃	平塚市	1,189,337
〃	藤沢市	51,112
〃	茅ヶ崎市	1,021,788
〃	厚木市	1,162,707
〃	伊勢原市	155,782
〃	海老名市	644,020
〃	座間市	443,997
〃	綾瀬市	120,934
〃	寒川町	189,767
〃	大磯町	82,917
〃	愛川町	178,424
酒匂川流域下水道管理事業	小田原市	1,482,793
〃	秦野市	18,742
〃	南足柄市	230,430
〃	二宮町	94,167
〃	中井町	65,945
〃	大井町	89,140
〃	松田町	57,514
〃	山北町	98,227
〃	開成町	159,880

平成30年2月9日提出

神奈川県知事 黒岩祐治

(提案理由)

県の行う建設事業等で市町を利するものについて、その受益の限度においてそれぞれ経費の一部を負担させるため、土地改良法第91条第6項、地方財政法第27条第2項及び下水道法第31条の2第2項の規定により提案するものであります。

箱根町と神奈川県との間における公共 下水道使用料の徴収事務の事務委託に 関する規約の一部変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、箱根町と神奈川県との間における公共下水道使用料の徴収事務の事務委託に関する規約の一部変更について、次により協議するものとする。

箱根町と神奈川県との間における公共下水道使用料の徴収事務の事務委託に関する規約 の一部を変更する規約

平成15年1月31日付けで協議により定めた箱根町と神奈川県との間における公共下水道使用料の徴収事務の事務委託に関する規約の一部を次のように変更する。

第2条中「箱根町公共下水道条例施行規則（昭和60年箱根町規則第12号）」を「箱根町公共下水道条例施行規程（平成29年箱根町企業管理規程第1号）」に改める。

第5条中「規則」を「規程」に改める。

附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月9日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

箱根町と神奈川県との間における公共下水道使用料の徴収事務の事務委託に関する規約の一部を変更したいので、地方自治法第252条の14第3項で準用する第252条の2の2第3項の規定により提案するものであります。

かながわ男女共同参画推進プランの変更 について

かながわ男女共同参画推進プランを別冊のとおり変更するものとする。

平成30年2月9日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

かながわ男女共同参画推進プランを変更したいので、神奈川県行政に係る基本的な計画を議会の議決事件として定める条例第3条第1項の規定により提案するものであります。

包括外部監査契約の締結について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、包括外部監査契約を次のとおり締結するものとする。

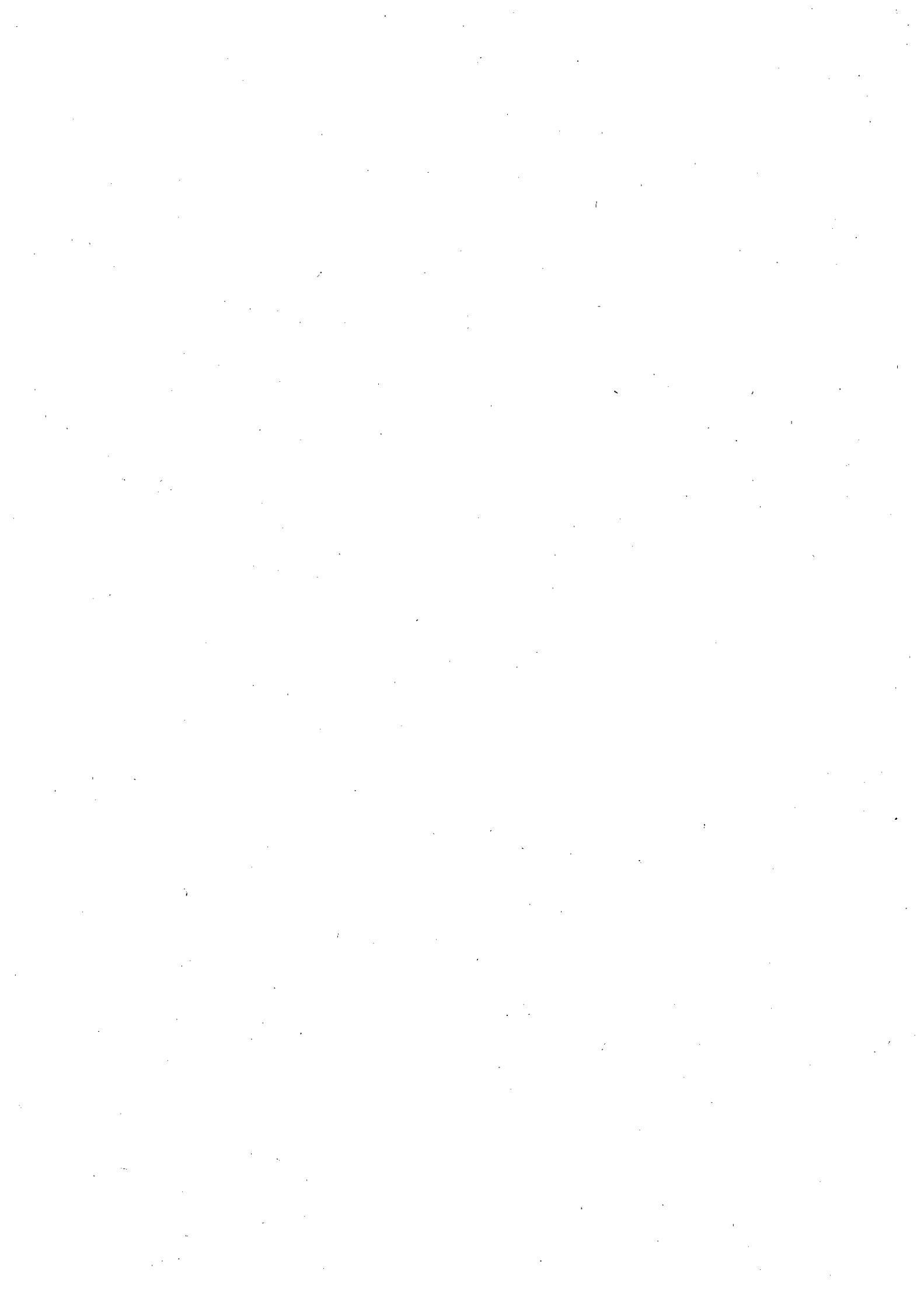
- | | |
|-----------|--|
| 1 契約の目的 | 包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告 |
| 2 契約の始期 | 平成30年4月2日 |
| 3 契約の金額 | 2,166万5千円を上限とする額 |
| 4 費用の支払方法 | 概算払、監査の結果に関する報告提出後に精算 |
| 5 契約の相手方 | 住所 横浜市神奈川区三ツ沢下町20番23-514号
氏名 品田和之
資格 公認会計士 |

平成30年2月9日提出

神奈川県知事 黒岩祐治

(提案理由)

包括外部監査契約の締結について、地方自治法第252条の36第1項の規定により提案するものであります。



平成 30 年第 1 回神奈川県議会定例会
定県第 48 号議案別冊

かながわ男女共同参画推進プラン（第 4 次）

平成 30 年 2 月

目 次

I 計画の基本的考え方	1
1 改定の趣旨	1
2 計画の性格	1
3 計画の期間	1
4 計画の進行管理	1
II 計画の内容	2
1 基本目標	2
2 基本理念	2
3 重点目標と施策の基本方向	2
III 具体的な取組み	2
重点目標 1 あらゆる分野における男女共同参画	2
施策の基本方向 1 政策・方針決定過程における女性の参画	2
施策の基本方向 2 あらゆる分野における女性の活躍促進	3
施策の基本方向 3 家庭・地域活動への男性の参画	3
重点目標 2 職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの実現	3
施策の基本方向 1 職業生活における活躍支援	3
施策の基本方向 2 働き方改革の推進と新たなワークスタイルの創造	3
重点目標 3 男女共同参画の面から見た健やかで安心なくらし	3
施策の基本方向 1 あらゆる暴力の根絶	4
施策の基本方向 2 困難を抱えた女性等に対する支援	4
施策の基本方向 3 生涯を通じた健やかで生き生きとしたくらしの支援	4
重点目標 4 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と基盤整備	4
施策の基本方向 1 固定的性別役割分担意識解消のための意識改革	4
施策の基本方向 2 子ども・若者に向けた意識啓発	4
施策の基本方向 3 育児・介護等の基盤整備	5
重点目標 5 推進体制の整備・強化	5
施策の基本方向 1 多様な主体との協働	5
施策の基本方向 2 男女別統計の促進	5
施策の基本方向 3 進行管理	5

I 計画の基本的考え方

1 改定の趣旨

現在、我が国では、急速に少子・高齢化が進み、人口減少社会を迎えています。神奈川では全国で一、二を争うスピードで高齢化が進んでおり、また、あわせて少子化が進展していることから、総人口は2018年をピークに、その後減少することが見込まれています。

日本経済が持続的に発展し、社会の活力を維持するためには、一人ひとりが、性別にかかわらず、その個性と多様な能力を十分に發揮できる社会の構築が不可欠であり、中でも女性の活躍推進は、政府の最重要課題の一つとして位置付けられています。

2015年8月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が成立し、現在、地方自治体を含む各事業主には女性の活躍に向けた着実な取組みが求められています。

しかし現実には、未だに女性の約2人に1人が第1子の出産を機に離職しており、中でも本県は、長時間労働や日本一長い通勤時間などにより、仕事と家庭の両立は容易ではなく、2015年の国勢調査の結果では、年齢階級別の女性の労働力率を表すM字カーブの底の値、深さとも全国最下位となっています。労働時間と通勤時間の長さは、夫の家事・育児時間が妻に比べて極めて短い要因ともなっており、男女ともにワーク・ライフ・バランスが取りにくい状況が続いている。

政府は「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるよう期待する」との目標を掲げていますが、このM字カーブに象徴される女性の就業継続の難しさは、そのキャリア形成を阻み、本県でも、女性の活躍や政策・方針決定過程への女性の参画は、未だ十分とはいえない状況にあります。

また、配偶者等からの暴力に関する相談件数は依然として多く、非正規雇用労働者やひとり親など、生活上の困難に陥りやすい女性も増加しているほか、近年では若年層の女性を対象とした、いわゆる「JKビジネス」など、新たな課題も浮上してきています。

県は、2003年5月に男女共同参画社会基本法に基づく計画として、「かながわ男女共同参画推進プラン」（以下「プラン」という。）を策定し、その後、2008年3月、2013年3月の2度にわたり改定を行いながら、施策を進めてまいりましたが、男女共同参画社会を実現するためには、依然として多くの課題が残されています。

こうした背景を踏まえ、女性と男性がお互いを尊重し、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、より実効性のある取組みを行うため、プランを改定します。

2 計画の性格

プランは、男女共同参画社会基本法第14条に規定された、県における男女共同参画社会の形成を促進する施策についての基本的な計画です。

このプランは、県の総合計画である「かながわグランドデザイン」を補完する、特定課題に対応した個別計画です。また、2015年に制定された女性活躍推進法の趣旨に資する部分については、同法に基づく都道府県推進計画として位置付けます。

3 計画の期間

2018年度から2022年度までの5年間とします。

4 計画の進行管理

このプランでは、数値目標を設定し、毎年度、その進捗状況について、神奈川県男女共同参画審議会から評価をいただくとともに、それらの結果を年次報告書として取りまとめ、公表します。

II 計画の内容

1 基本目標

「ともに生きる社会、ともに参画する社会へ」

家庭、職場、学校、地域など、人生の様々な場面で、誰もが性別にかかわりなく、共に生き、共に参画し、活躍できる…そんな社会をめざします。

2 基本理念

県は、次の4つの基本理念に基づき、市町村、NPO、民間企業等との連携を図りながら、施策を遂行していきます。

(1) 人権の尊重

性別による権利侵害や差別を受けず、男女が個人の能力を発揮できるようにすること

(2) あらゆる分野への参画

社会のあらゆる分野で、男女が意思決定過程に共同して参画できるようにすること

(3) ワーク・ライフ・バランスの実現

働き方を見直し、誰もが、仕事と家庭生活との両立ができるようにすること

(4) 固定的性別役割分担意識の解消

性別による固定観念にとらわれず、社会のあらゆる活動において、男女が個性や適性に応じた自由な選択ができるようにすること

3 重点目標と施策の基本方向

長時間労働などにより、仕事と家庭の両立が厳しい状況が続いているほか、未だに低調な政策・方針決定過程への女性の参画状況や、高齢単身女性や母子世帯の貧困などの各種課題を踏まえるとともに、女性活躍推進法、国の「第4次男女共同参画基本計画」等を勘案し、次の5項目を重点目標として、施策に取り組みます。

重点目標1 あらゆる分野における男女共同参画

重点目標2 職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの実現

重点目標3 男女共同参画の面から見た健やかで安心なくらし

重点目標4 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と基盤整備

重点目標5 推進体制の整備・強化

III 具体的な取組み

1 重点目標1 あらゆる分野における男女共同参画

男女共同参画を一層進めるため、あらゆる分野における女性の活躍を促すとともに、家庭・地域活動への男性の参画をめざします。

[施策の基本方向1] 政策・方針決定過程における女性の参画

世界経済フォーラムが2017年に発表したジェンダー・ギャップ指数（各国における男女格差を測る指標）では、日本は144か国中114位と、過去最低の水準となりましたが、特に「政治家、企業幹部に女性が少ないこと」が順位の低い大きな要因となっています。

政治や経済における方針決定過程において、女性の意思が広く公平に反映されていくため、管理職をめざす女性の人材育成や、審議会等における女性の登用を推進します。

[施策の基本方向 2] あらゆる分野における女性の活躍促進

女性の参画は、企業活動、行政、地域等の現場に多様な価値観や新たな発想をもたらし、社会全体の活力につながるものとして、近年、大きく期待されています。

女性従事者が多くいるにもかかわらず経営等への参画が進んでいない農業分野や、大規模災害の教訓から、女性の参画が強く期待されている防災分野、国際競争力強化のために、多様な視点や発想が求められる科学技術分野など、あらゆる分野における女性の参画を促進するとともに、女性の活躍を推進する社会的機運を醸成します。

[施策の基本方向 3] 家庭・地域活動への男性の参画

県の意識調査では、家事、育児、親の介護のいずれについても、依然としてその多くを女性が担っているという結果が出ています。この背景としては、長時間労働などで男性が家庭生活にかかわることが難しくなっているほか、男性の家庭責任に対する職場の無理解、男女ともに深く根ざした「男は仕事、女は家庭」といった固定的性別役割分担意識があります。

男女ともに仕事と家庭の責任を分かち合える社会をめざして、家事・育児、地域活動への男性の参画を促進します。

2 重点目標 2 職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの実現

職業生活における女性の活躍を支援しつつ、働き方改革の推進により、誰もが健康で豊かな生活のための時間が確保でき、多様で柔軟な働き方が選択できる社会をめざします。

[施策の基本方向 1] 職業生活における活躍支援

近年、出産後に育児休業を取得して就業継続する女性は徐々に増加していますが、未だに女性の約2人に1人は、第1子の出産を機に離職しています。様々なライフステージに応じた女性の就業を支援するため、仕事と育児の両立支援やキャリアカウンセリング、職業訓練等を実施するほか、働きたい女性が「仕事か子育てか」といった二者択一を迫られることなく働き続けられるよう、育児・介護の基盤整備や、女性が働きやすい就業環境の整備を図ります。

[施策の基本方向 2] 働き方改革の推進と新たなワークスタイルの創造

長時間労働は、仕事と家庭生活との両立を困難にするとともに、女性の就業継続や、男性の家庭への参画を阻む原因ともなっています。女性が生き生きと活躍でき、また、男性にとっても働きやすく、くらしやすい、男女共同参画社会の実現に向け、長時間労働を前提とした現在の働き方を見直し、企業の意識改革を進めるとともに、個々の事情やライフステージに対応した柔軟な働き方を選択できるよう、テレワークをはじめとした新たなワークスタイルの創造をめざします。

3 重点目標 3 男女共同参画の面から見た健やかで安心なくらし

あらゆる暴力を根絶し、ひとり親家庭や高齢単身女性など、様々な困難を抱える女性等への支援や、生涯を通じた健康支援に取り組むことにより、誰もが健やかで生き生きとくらすことができる社会をめざします。

[施策の基本方向 1] あらゆる暴力の根絶

配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していくうえで、克服すべき重要な課題です。これらの暴力を未然に防ぐとともに、各種相談や被害者の保護から自立の支援まで、被害者の立場に立った切れ目がない支援を行います。

また、思いがけず犯罪等の被害にあい、精神的、身体的に、また、生活面においても非常に厳しい状況に置かれている犯罪被害者等が、一刻も早く平穏な日常生活を取り戻せるよう、適切できめ細かい支援を提供します。

[施策の基本方向 2] 困難を抱えた女性等に対する支援

女性は育児や介護などによる就業の中止や就業調整の結果により、男性よりも経済的基盤が弱い傾向があり、世帯類型別では、高齢単身世帯や母子世帯の貧困率が高くなっています。これらの女性をはじめ、障がいを持つ女性や、言葉の障壁により生活上の困難を強いられている外国人女性など、様々な困難を抱えた女性たちの自立に向けた力を高めるために、相談事業、就労促進など、各種支援を実施します。

性的マイノリティ（L G B T等）といわれる同性愛や性同一性障がいなどの方が、周囲の人々の無理解や偏見に苦しむことのないよう、多様な性のあり方について、理解を深め、互いに認め合える社会をめざします。

[施策の基本方向 3] 生涯を通じた健やかで生き生きとしたくらしの支援

男女には生涯を通じて異なる健康上の問題が生じるため、性別やライフプランを踏まえた健康に関する理解の促進を図るとともに、早い段階からの未病の改善や、積極的なスポーツの推進を通じて、県民の心身の健康を支援します。

また、平均寿命・健康寿命が伸びる中、自分自身の人生設計を描き、県民一人ひとりが生きがいを持って社会に参加できるよう、「人生100歳時代」に向けた取組みを進めます。

4 重点目標 4 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と基盤整備

男女共同参画社会の実現のため、幅広い年齢層に対し、根強い固定的性別役割分担意識の解消に向けた意識改革を行うほか、男女ともに、多様な選択が可能となるよう、育児・介護などの社会的な基盤整備に取り組みます。

[施策の基本方向 1] 固定的性別役割分担意識解消のための意識改革

固定的性別役割分担意識は、家庭、職場、地域など様々な場面で、男女共同参画社会の実現を阻む根強い課題です。この意識は、女性にとって個性と能力の発揮を妨げる障壁となるばかりでなく、男性にとっても「男は強くあらねばならない」などのプレッシャーとなり、男性を困難な状況に追い込んでいる側面があります。

この意識の解消を図ることで、男女ともに、多様性に富んだ自分らしい生き方ができる、男女共同参画社会の実現をめざします。

[施策の基本方向 2] 子ども・若者に向けた意識啓発

共働き世帯が増加する一方で、依然として根強い固定的性別役割分担意識により、若年女性の中でも「子どもが3歳ぐらいまでは、母親は育児に専念するほうがよい」という意識が強くなっています。

早い時期から男女共同参画への意識を育み、固定的性別役割分担意識にとらわれず、個性と適

性に応じた人生設計を行うことができるよう、子どもや若者に対する意識啓発に取り組みます。また、男女共同参画の推進に資する教職員向けの研修や、スクール・セクハラの根絶等、学校現場における男女共同参画の基盤整備を促進します。

[施策の基本方向 3] 育児・介護等の基盤整備

近年、M字カーブについては改善傾向にありますが、第1子の出産を機に離職する女性は依然として多く、また、介護・看護を理由とする離職者数が増加傾向にあるなど、育児・介護等の基盤整備は、男女共同参画社会の実現に向けた最重要課題の一つです。県の意識調査においても、「保育・介護の施設やサービスの充実」は、「男女共同参画社会の実現に向けて県が力を入れるべき施策」のトップとなっています。

育児・介護を理由とするやむを得ない離職をなくし、男女が共に責任を分かち合い、仕事と家庭生活の両立が可能となるよう、子育てや介護等に関する福祉サービスを充実し、男女共に子育て等の負担の軽減を図ります。

5 重点目標5 推進体制の整備・強化

市町村や民間企業など、多様な主体と協働するほか、男女の置かれた状況を的確に踏まえながら、目標の達成に向けた効果的な計画の進行管理を行います。

[施策の基本方向 1] 多様な主体との協働

プランの取組みをより実効性のあるものとし、男女共同参画社会に向けた働きかけを地域的な広がり、さらには社会的なうねりとしていくためには、市町村、NPO、民間企業等との連携・協働は欠かせません。多様な主体と緊密に連携しながら、男女共同参画社会の実現に向けた取組みを推進します。

[施策の基本方向 2] 男女別統計の促進

経済状況をはじめ、家族形態やライフスタイルなど、男女共同参画社会をとりまく状況は、時代に応じて変化しています。計画の推進に当たっては、これらの状況を常に正確にとらえ、課題分析を行い、施策に反映させていく必要があります。

男女の置かれている状況を客観的に把握するため、各種調査の実施に当たっては可能な限り男女別統計でデータを把握するよう、県庁内や国等に働きかけます。

[施策の基本方向 3] 進行管理

計画の進行管理は、人権男女共同参画施策推進会議が行うこととし、各主要施策の推進を図ります。また、毎年度、男女共同参画推進プランの進捗状況をとりまとめ、神奈川県男女共同参画審議会から評価をいただくとともに、それらの結果を公表します。さらに、市町村の男女共同参画計画策定状況等について、いわゆる「見える化」による公表により、市町村の施策の取組みを促進します。

